



発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………

……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第千二百八十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定に基づき、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年八月二十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 商号 ランドコミュニケーションズ株式会社

二 代表者氏名 代表取締役 秋成実

三 主たる事務所の所在地 中野区中野六丁目三十二番四号

四 免許証番号

東京都知事(1)第八六八八三号

五 免許年月日 平成十八年十二月十五日

●東京都告示第千二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 路線名 東村山東久留米

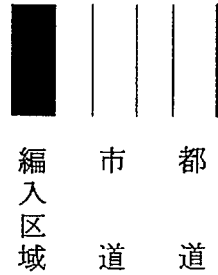
二 変更の区間 東村山市恩多町五丁目五十二番五地内から同市恩多町一丁目三十二番二十五地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

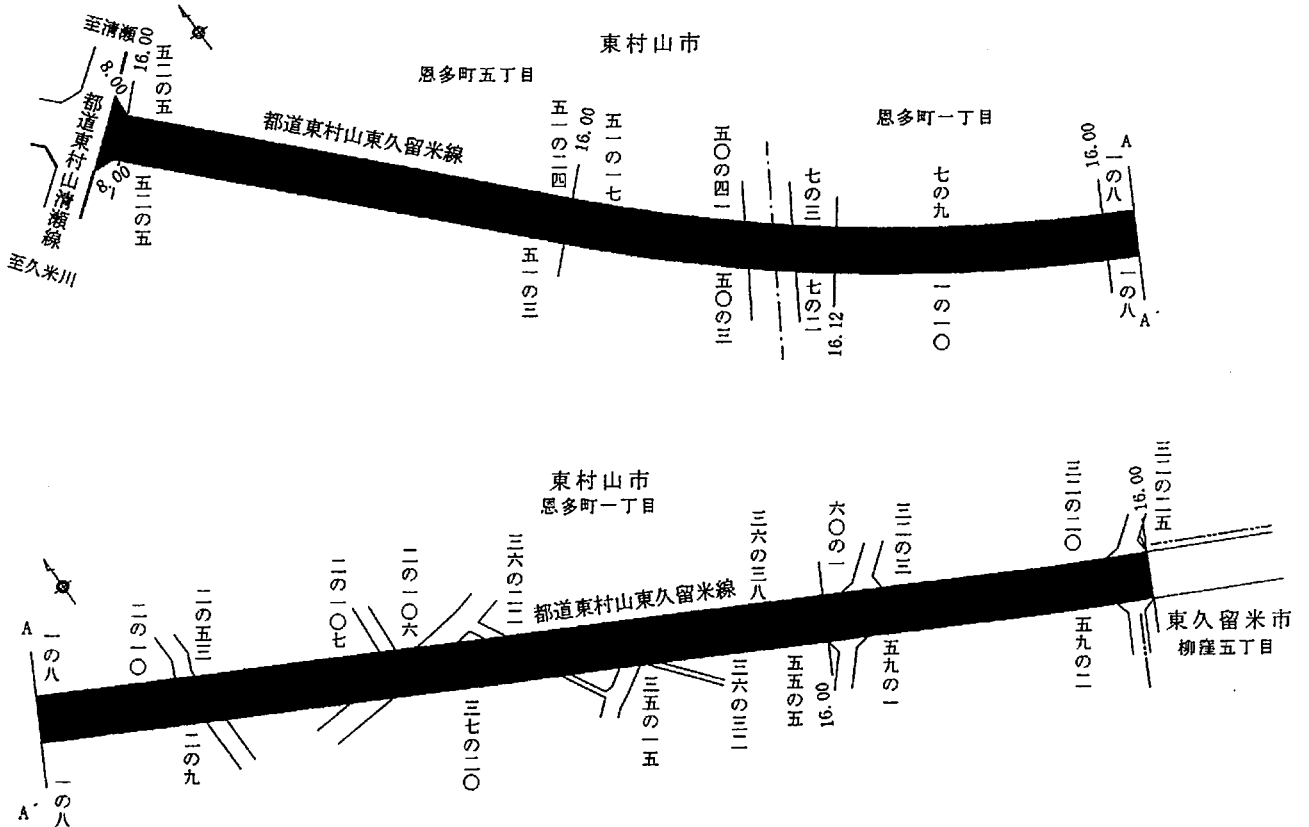
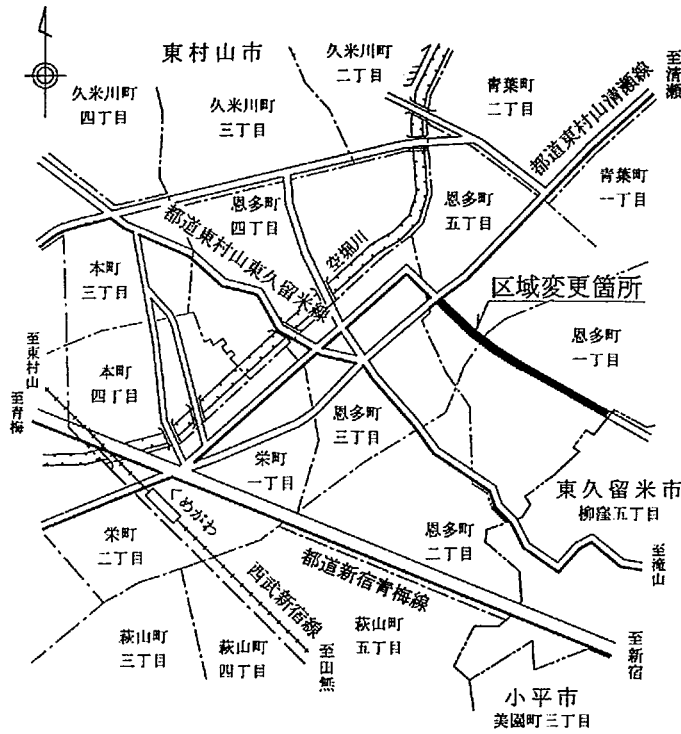
別図

都道東村山東久留米線区域変更略図

東村山市恩多町五丁目～恩多町一丁目



延長 七四八・二二メートル
 面積 一一、九九八・一九平方メートル



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年八月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

伊 藤 達 也

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

国立市西三丁目三番十一及び
同番四十一
中央区新川一丁目十七番二
十五号
有楽土地住宅販売株式会社
代表取締役 小倉 勝彦

八王子市橋原町五百十六番二、
五百十七番、五百十八番、五
百二十二番及び五百二十三番
の各一部 五百七十二番、同
番地先並びに五百七十五番一
の一部

八王子市子安町四丁目二十
番地八号
有限会社住地ハウジング
代表取締役 金子 貢司

立川市柴崎町二丁目百六十三
番一及び百六十四番一
立川市高松町一丁目三十番
十一号
株式会社ノーヴァ・アソシ
エイツ
代表取締役 濱中 敏之

立川市砂川町二丁目五十九
番地の三
株式会社ムサシ田中企画
代表取締役 田中 太

立川市砂川町一丁目四十四番
五及び同番十五から同番十七
まで
八王子市大塚千四百六十一番
一から同番三までの各一部、
同番一地先、同番四及び同番
五並びに千四百六十二番及び

八王子市大塚千四百七十二
番地五
株式会社ライン企画
代表取締役 齊藤 誠治

千四百六十三番の各一部、千
四百八十二番、千四百八十三
番、千四百八十四番一から同
番三まで、千四百九十六番一
の一部並びに同番二

西多摩郡日の出町大字平井字
道場千九百三十六番四及び同
番五並びに字東本宿千九百三
十七番及び千九百四十五番の
各一部並びに同番地先

武蔵野市吉祥寺南町五丁目百
六十六番一、同番五から同番
七まで、百六十七番及び百六
十八番八
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

狛江市東野川一丁目三百五番
一、同番二及び三百六番六
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

調布市国領町六丁目二十二番
三の一部、三十一番二、同番
三並びに三十二番三から同番
五まで及び同番十七の各一部
調布市国領町六丁目三十二
番地の一
岸 一郎

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十三年八月二十六日から四月以内に東京都
産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八
番一号)に到着するように提出してください。
平成二十三年八月二十六日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 店舗名 京王百貨店新宿ビル
- 二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番四号
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王百貨店ほか一名
- 六 変更前の小売業者の代表者名 山本 敏雄(株式会社京王百貨店)ほか
- 七 変更後の小売業者の代表者名 林 静男(株式会社京王百貨店)ほか
- 八 変更日 平成二十三年六月二十九日ほか
- 九 届出日 平成二十三年八月一日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 平成二十三年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002